

費目一覧

※紙幅の都合上、全ての費目を網羅的に記載してある訳ではございません。必ずチェックツールをご覧ください。

《学校等における教育に関する費用》

	費目	非課税枠		備考
		支払元が学校	支払元が業者	
		1,500万円	500万円	
あ行	上履き	○	○※	
	遠足費	○	○※	
	延長保育料（保育所等に支払う費用）	○	○	
か行	学用品代	○	○※	
	学生教育研究災害傷害保険（日本国際教育支援協会）	○	○	
	学研災付帯賠償責任保険（日本国際教育支援協会）	○	○	学研災付帯学生生活総合保険は対象外
	学級会費	○	○	
	学校の寮費	○	×	
	学校への寄付金	×	×	入学決定後に募集のあったもので入学者に対して募集される寄付金は対象。
	教育充実費	○	○	
	教科書	○	○※	
	教材代	○	○※	
	給食費	○	○※	
	休日保育料	○	○	
	健康診断料	○	○※	
	校外活動費	○	○※	
	校友会費	×	×	校友会の会費は同窓会と同様、対象外。
	交通費（通学）	×	×	
公開講座の料金（学校の正規課程以外、大学の公開講座など）	○	○		
語学研修旅行	○	○※		
さ行	在籍料（休学する場合に払う費用。休学費。）	○	○	
	サテライト講座（学校等が土曜日等で開催しているもの）	○	○	
	サマースクール	○	○※	
	雑費、諸費	○	○※	学校等以外の者に対する支払の場合は、何の費用が分かるよう、詳細の記載が必要
	施設設備費	○	○※	
	修学旅行費・修学旅行の積立金	○	○※	
	自然教室等の校外活動費	○	○※	
	奨学金の返済	×	×	
	シャワー（学校の体操着）	○	○※	
	授業料、保育料	○	○	
	受験料（大学入試センター試験等）	○	○	
	スクールバスの代金	○	×	学校等への直接支払に限る
	制服代	○	○※	修繕代は対象外
	生徒会費	○	○	
	卒業写真代、アルバム代	○	○※	
卒業時のパーティ・謝恩会（学校で行事として行われるもの）・奇贈品	○	○※	行事として学校が関与していたり生徒が一律支払うものであれば可。（例えば友人同士で催すようなものは不可。）	
た行	体操着	○	○※	
	誕生会費（幼稚園や保育園が行事として開催するもの）	○	○	
	通学かばん	○	○※	
	同窓会費	×	×	同窓会費は教育のために直接支払われる金銭といえないため対象外。
	同好会の費用(小・中・高・中等教育学校・特別支援学校)	○	○※	「A高校」「A高校B部」の名義で領収書等が発行されるもの 指導の対価（指導者への月謝、謝礼等）、施設使用料、物品の購入費、指導者の名義で領収書が発行されるもの、又は「A大学B部」の名義で、摘要に「指導者Cコーチへの指導料」などと指導者の名があるものに限る（業者支払不可）※Q4-3参照
	同好会の費用(大学・専修学校・各種学校等)	×	○	
な行	日本スポーツ振興センター災害共済給付の共済掛金	○	○	
	入学金、入園料	○	○	
	入学検定料	○	○	
	入学願書	×	○	
は行	バス協力費（スクールバス代）	○	×	学校等への直接支払に限る
	引落手数料	×	×	
	非常用飲料・食料	○	○※	
	PTA会費（父母と教師の会・父母の会・後援会・後援会積立金・振興会・育友会・PPA会を含む）	○	○	「A高校PTA会」への支払は、「A高校」への支払とみなします。
	振込手数料	×	×	
	部活動の費用(小・中・高・中等教育学校・特別支援学校)	○	○※	「A高校」「A高校B部」の名義で領収書等が発行されるもの 指導の対価（指導者への月謝、謝礼等）、施設使用料、物品の購入費、指導者の名義で領収書が発行されるもの、又は「A大学B部」の名義で、摘要に「指導者Cコーチへの指導料」などと指導者の名があるものに限る（業者支払不可）※Q4-3参照
	部活動の費用(大学・専修学校・各種学校等)	×	○	
	副教材費	○	○※	
保育所一時預かりの費用	○	○		

費目	非課税枠		備考
	支払先が学校	支払先が業者	
	1,500万円	500万円	
保育料（主食費・おやつ代・送迎料等含む）	○	△	教育に関する費目に於いては、認可保育所、認可外保育施設等によってその取扱いが異なる。施設によっては徴収していない費用もあり。
保育を受けるために必要な費用（予約料・年会費・登録料他）	○	△	保育に関する費目については、認可保育所、認可外保育施設等によってその取扱いが異なる。施設によっては徴収していない費用もあり。
ま行 土産代（語学留学の指導先に対するもの等）	×	×	
や行 予防接種	×（例外あり）	×（例外あり）※	原則として対象外であるが、学校等の授業やカリキュラムの一環として必要な場合（例：大学の実習で予防接種や抗体検査が必要な場合）は可。
ら行 寮費	○	×	学校等への直接支払に限る
留学費用（授業料等）	○	○※	
留学費用（渡航費・宿泊費）	×（例外あり）	×（例外あり）※	原則として対象外であるが、学校等の授業やカリキュラムの一環として留学が組み込まれている場合は可。
留学費用（保険料）	×（例外あり）	×（例外あり）※	原則として対象外であるが、学校等の授業やカリキュラムの一環として留学が組み込まれている場合は可。
林間学校	○	○※	

（※）業者に支払った場合であって、学校等における教育に伴って必要であり、学校等が書面で業者を通じての購入や支払いを依頼している場合

注：入学金や授業料等、支払先が業者になることが想定されないものは“/”と記載しています。

◀塾や習い事等の学校等以外における教育に関する費用▶業者を通じた支払は不可

費目	非課税枠		備考
	支払先が学校等	支払先が塾や習い事等の主体	
	1,500万円	500万円	
あ行 遠征費用	△	○	
音楽教室に直接支払う楽器修理代	△	○	
運転免許試験受験料	△	○	
か行 楽器代	△	○	指導を行う者の方で領収書が発行されるもの
家庭教師の紹介料	△	○	授業料等の指導の対価の支払先と紹介料の支払先が異なる場合は、両者の関係性が確認できないため、×
学童保育料	△	○	
学童保育におけるおやつ代	△	○	
合宿代	△	○	
キャンプ等の体験活動費（ボーイスカウトやガールスカウトでの活動）	△	○	
教科書	△	○	指導を行う者の方で領収書が発行されるもの
教材費	△	○	指導を行う者の方で領収書が発行されるもの
月謝	△	○	
休会費（塾や習い事（文化芸術、スポーツ等）の休会費）	△	○	
休会費（スポーツジムでスポーツの指導を受けている場合の休会費）	△	○	
休会費（スポーツジムで施設だけ利用（例：自分で筋トレだけやっている）していても指導を受けていない場合の休会費）	△	×	
さ行 参加費（大会やコンクールなど）	△	○	指導を行う者の方で領収書が発行されるもの
算数オリンピックの参加料	△	○	
資格試験の受験料	△	○	
指導料	△	○	
謝礼	△	○	
施設使用料	△	○	
塾の教室費	△	○	
塾のセキュリティー使用料（塾生の安全確認のための通信費用）	△	○	
塾の通室情報サービス（塾生の通室を確認するための通信費用）	△	○	
スポーツジムの費用（コーチ指導など指導に対する対価であれば対象）	△	○	単なる施設の利用は対象外
スクールバスの費用（塾、スイミングスクール等）	△	○	塾、スイミングスクール等への直接支払に限る
た行 体験学習	△	○	
TOEIC, TOEFLの検定料	△	○	
通信教育費	△	○	
な行 入会金	△	○	
入学願書	△	×	
は行 副教材費	△	○	
物品の費用（活動で使用する）	△	○	指導を行う者の方で領収書が発行されるもの
保育所等訪問支援	△	○	
放課後児童クラブ	△	○	
放課後子供教室	△	○	
放課後等デイサービス	△	○	